

公共工事における入札金額の内訳書提出について

下 條 村

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、公共工事の入札に参加する業者は、入札時の際に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。

つきましては、下條村の公共工事における入札金額の内訳書提出については、下記のとおりとします。

記

- 1.対象工事 入札における全ての公共工事
- 2.適用年月日 平成 27 年 4 月 1 日以降の入札案件から適用
- 3.内訳書の様式 別紙様式（内容が同等であれば独自様式可能）
- 4.内訳書の記載方法 設計書の内容に合わせて記載してください。
- 5.提出方法 入札時に入札書と内訳書（入札書を前面）をホッチキス等で左上を留めにし、同時に提出してください。
なお、内訳書の提出については初回のみとし、再度入札する場合は不要とします。

※ 未提出または提出された内訳書の不備と判断される取扱いについて

- 内訳書の添付がない場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。
また、提出された内訳書の内容が次に掲げる場合に該当し、不備と判断された場合は原則として当該入札者の入札を無効としますので内訳書の記載にあたっては、誤算・記載漏れ等がないようご注意ください。

内訳書の内容が不備と判断される場合とは、次のとおりです。

- (1) 総額の記載のみで、内訳の記載がない場合
- (2) 入札金額と内訳書の総額に著しい相違、計算に誤り等がある場合
- (3) 提出者名の誤記、押印の不備がある場合（軽微な誤字、脱字等の不備は除く）
- (4) 工事件名に誤記がある場合（軽微な誤字、脱字等の不備は除く）

※ 提出された内訳書は返却いたしません。

(参考)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

(入札金額の内訳の提出)

第 1 2 条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。